



優生思想の残滓

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼1月末に、旧優生保護法下で不妊手術を強制された宮城県の60代の女性が、国に対して損害賠償を求める訴えを起しました。1948年に施行された旧優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」を目的としていました。旧国民優生法改正に当たって、「母性保護」が目的に追加されましたが、「優生手術」はむしろ強化されたのです。しかも「生殖原を除去することなしに生

殖を不能にする手術」に限定されていたにもかかわらず、女性障害者に対する子宮摘出やレントゲン照射による断種が黙認され、本人の同意なしに行われた優生手術は1949～94年の45年間に1万6500件に及びました。▼20世紀半ばにかけて、世界の多くの国に拡がった優生思想は、人種差別や障害者差別の反映として非難され、姿を消しました。1994年まで「優生思想」に基づく法律が存在していた国は稀有な例です。ハンセン病患者への法律適用については、小泉内閣時代に国が非を認めて謝罪しましたが、それ以外の事例については、国は責任を認めてきません。▼今回の訴訟が提起された宮城県の記録では、1963～81年度に859人が手術を受け、

このうち未成年者が52%を占めています(毎日新聞1月30日)。訴訟を提起した女性も15歳の時に不妊術を強制されています。宮城県議会では62年10月に定例議会において旧社会党県議が「民族素質の劣悪化防止の立場から」優生手術の推進を訴え、これをうけて64～62年の手術件数がそれまでの倍の水準に膨らみました。差別と人権侵害の温床が日本社会に広く根をおろしていたことがうかがえます。▼旧優生保護法は96年に母体保護法に改正され、「優生保護」という目的は姿を消しました。しかし、障害者への差別は過去のものではありません。障害者施設における虐待や大量殺人などは、社会に根強くはびこる差別感情の存在を象徴しています。

▼新たな火種も生まれています。日本産科婦人科学会は、倫理面から現在は臨床研究に限定している、妊婦の血液から胎児の病気の可能性を調べる新型出生前診断の指針を見直し、本格実施に踏み切る方針を理事会決定しました。しかし、胎児の段階であっても、すでに一つの命が胎内で誕生しているのです。その胎児が「不良」であるか否かを判断し、選別して排除する権利が、果たして親や医師にあるのでしょうか。かつて日本医師会は、羊水診断により、障害を持つ胎児の早期発見と中絶合法化を提言したことがあります。胎児の人権と生命倫理に関する議論を深めないまま、安易に新しい医学技術の成果のみを独り歩きさせるべきではありません。